

新規入構者

安全衛生教育テキスト

(教育者用)

平成4年7月

全国造船安全衛生対策推進本部

新規入構者・安全衛生教育テキスト（教育者用）

[はじめに]

- 1 新しい仕事に就く人は、誰でも期待と不安でいっぱいです。
上司の方々は初対面の配慮から、ともすればはっきりと指示することをためらう場合がありますが
 - 1) 本人の自主性に期待するもの
 - 2) 会社の方針として示すことを明確にして教えることは、会社にとっても大切なことです。
- 2 安衛法では「新規に入構した人を作業に就かせる場合、あらかじめ安全衛生教育を行う」ことが定められています。（法59、則35）
このテキストは、もっとも基本的な教育に用いていただくために作成しました。
貴社の安全上、重要と思われる項目について教育、指導ねがいます。
- 3 教育は出来るだけ実例をあげて行う方が、よく理解されます。（日本造船工業会編・「休業災害調査報告」の活用を、お薦めいたします。）

[一般心得について]

- 1 就業時間　　（労働時間）　○○：○○～○○：○○　（午前）
　　　　　　　　○○：○○～○○：○○　（午後）
　　　　　　　　（休憩時間）　○○：○○～○○：○○
- 2 朝は余裕をもって出勤し、朝のミーティング体操には参加させる。
- 3 規則や規律は守らせるようにする。そのためにははっきりと説明しておくこと。
- 4 喫煙者には喫煙をする際の注意をしておくこと。
- 5 上司や同僚との関係が大切なことを指導する。特に他人から注意をうけた時、素直に従うようにさせる。
- 6 法令できめられた危険、有害作業を行う場合は一定の資格が必要です。無資格作業は絶対にさせないようにする。
- 7 その他入構にあたって大切なことを伝える。（出来るだけ資料をつかう）
命令系統・立入禁止場所・通勤災害・緊急連絡・健康診断など。

[服装について]

乱れた服装は非常に危険で、思わぬ災害の原因となるため次のことに注意する。

- 1 よく体にあつた服装をする。
- 2 上着は長袖、ズボンは長ズボンを着用する。どんな暑い日でも、暑いところでも裸や裸に近い服装で作業はしない。
- 3 だらしない服装はしない。
 - 1) 腰手拭はやめる。
 - 2) 上着のすそ、袖口やズボンの端はキチンとしめる。——機械に巻き込まれる——

- 4 若い人は化学繊維（混紡）のシャツなどを好んで着るが、溶接作業などではこのことが原因で思わぬヤケドをすることがある。できるだけ綿製品の衣類を身につけるようにする。

[保護具について]

作業によって使用する保護具は異なります。これから就く作業を本人に知らせると共に、その作業に必要な保護具を選んで指導する。

- 1 安全帽は正しく着用して、あごひもは確実にあごにかける。
- 2 履物は原則として安全靴をはく。（サンダルなどは使用してはならない。）
- 3 2メートル以上の高所作業、又は墜落の危険のある場所では安全帯を必ず使用する。
- 4 音の激しい職場（約80デシベル以上）では必ず耳栓をする。
- 5 防じんマスク、防毒マスクは作業に合わせて正しいものを使うこと。
(防塵用を防毒マスクに使うなど、間違った使い方をしてはいけない)
- 6 マスクのフィルター交換は、メーカーの仕様に従って適切に行う。
- 7 手袋は「着用して行う作業」と「着用してはならない作業」を正しく理解する。
- 8 主な保護具

種類	対象	
安全帽	全員	
安全靴	全員（足場職は地下足袋）	短靴には脚絆を着用する
安全帯	2M以上の高所作業	
耳栓	騒音職場（約80dB以上）	
しゃ光メガネ	電気溶接・ガス溶断	
しゃ光面	電気溶接	
防じんメガネ	サンダー・グラインダー・塗装	
防じんマスク	電気溶接・ガス溶断 サンダー・グラインダー	
防毒マスク	塗装・洗浄	
手袋	皮手　電気溶接・ガス溶接・グラインダー 布　玉掛け・塗装 ゴム　塗装・汚油	グラインダー作業はできるだけ防振用を使用する

※その他貴社の実情に応じて保護具を説明する

[整理整頓について]

整理整頓は安全の第一歩です。不用品の廃却、物の置き方、ホース類や電線などの整理によって通路を確保し、職場を広く使うことが事故防止につながる。

- 1 つまずいたり転んだりしないために、通路には物を置いたり電線などが横切ることのないようにする。
- 2 パレットや製品などを置くときは直角・平行におく。
- 3 消火器、消火栓、配電盤の前にはものを置かない。

[クレーン・玉掛け作業について]

クレーン災害はひとたび発生すると重大災害につながります。貴社の設備に合った資格と適切な用具の取り扱いを指導し、基本を守って正しい作業をさせる。

1 資格

- 1) 現在本人が持っている資格を確認する。

出来る作業の範囲（出来ない作業）を理解させる。

	荷 重	資 格
ク レ ー ン	5 T 以上	免許
	5 T 未満	特別教育
床 上 操 作 式	5 T 以上	技能講習又は免許
	5 T 未満	特別教育

- 2) 玉掛け作業も資格が必要です。（特別教育・技能講習）

- 3) 資格がないときは「その作業は誰に頼めばよいか」をはっきりする。

2 点検

クレーンや玉掛け用具は使う人が「使用前に」点検をする。点検の方法は以下の通り

1) クレーンの点検

作業開始前には次の事について行なう。

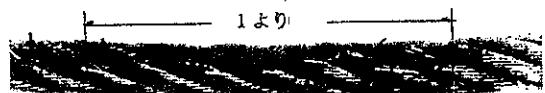
- ①過巻き防止装置、ブレーキのはたらき
- ②クレーンの走行ムラ
- ③巻上げワイヤーロープがよじれていなか

2) 玉掛け用具の点検

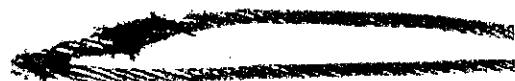
次の物は使用禁止

①ワイヤーロープ

- (1) ワイヤーロープの1よりの間において素線(フィラー線を除く)数の10パーセント以上の素線が切断しているもの。
- (2) 直径の減少が公称径の7パーセントを越えるもの。
- (3) キンクしたもの。
- (4) 著しい形くずれ(ストランドのへこみ、心綱のはみ出し、笑い)または腐食があるもの。
- (5) 端末止め部に異常があるもの(アイスプライスのあみ込み部、圧縮止めの金具部等)。



付13図 断線(ロープ1よりの間を示す)



付14図 キンク及び心綱の局部的なはみ出し



付15図 著しい形くずれ(心綱が喪失しストランドが心に落ち込んだ状態)



付16図 著しい腐食

②繊維スリング

- (1)ベルトに損傷はないか
- (2)ベルトに毛羽だちが多くないか
- (3)ワッパ部の損傷や縫い糸の損傷はないか
- (4)火や薬品におかされていないか

③ハッカーやフック

- (1)本体が変形していないか
- (2)フック部に磨耗や亀裂はないか
- (3)爪の開きに異常はないか

3 作業にあたっての注意

クレーンで物を吊るときは人ばらい等作業指揮者の指示に従わせ、また吊荷の下には絶対に入らないよう強調する。

[墜落防止について]

墜落、転落災害は重傷あるいは死亡につながるものが多く、絶対に起こしてはならない災害であることを強調する。

その対策のなかから主なものをあげるが、貴社にこれ以外の危険箇所があれば加えて指導する。

1 安全帯

- 1) 2メートル以上の高所では必ず安全帯を使用する。
- 2) 安全帯を使用するときは丈夫な箇所に確実にかける。
- 3) 安全帯は特にロープの損傷を点検してから使用する。

2 足場板及び手摺り

- 1) 足場の組み立て、解体、移動は決められた者以外は行わない（勝手に行わない）
- 2) 足場板の制限荷重を守る。

3 開口部

- 1) 作業のときは周囲をよく確認し、特に開口部に落ちたりしないよう注意する。
- 2) 開口部の手摺りなどを取り外したときは早急に復旧する。

4 梯子

- 1) 梯子は慌てず確実に昇降する。
- 2) 梯子を昇降するときは、手に物を持ったり担いだりしない。
- 3) 梯子の角度は75°位いとし、梯子の上は約60センチ出して取り付け2箇所以上を固縛して動かないようにする。

[爆発・火災防止について]

狭い船内作業や可燃物の多い修繕船などでは、爆発火災の危険は非常に高くなっています。またひとたび発生すると、大勢の人がまきこまれて重大災害になるのが特徴です。従って教育にあたっては次の順序ですすめる。

①火災を起こさない

②初期消火の方法

③万一の場合の避難方法など

特に喫煙者については、喫煙ルールと合わせて指導する。

火気禁止区域や防火対策について主なものを挙げるが、貴社にこれ以外のものがあれば加えて指導する。

- 1) 火気禁止区域の標示をし、禁止区域内では火を絶対に使わない
- 2) 喫煙は決められた場所以外では行わない。

- 3) 消火器の設置場所を確認し、取り扱い方法を習得する。
- 4) 火気の作業をする場合は、事前に周囲や裏側などに可燃物がないことを確かめてから行う。
- 5) 船内などの狭い場所で仕事をするときは、換気を十分行い万一の場合の避難経路を予め確認しておく。

[酸欠・有機溶剤中毒の予防について]

1 酸欠

空気中の酸素が18パーセント未満となった時、人は1呼吸で倒れ低酸素では2~3分で死亡（又は植物人間）と言う恐ろしい災害です。

貴社では「どんな作業があるか」を具体的にあげて説明すると共に、次のことを守らせる

- 1) 船内など狭い場所で作業をするときは、あらかじめ責任者の許可をうける。
(責任者は作業前に必ず酸素濃度の測定をして、安全であることを確認しておく)
- 2) 換気を十分に行う。（換気扇や扇風機を利用する）

2 有機溶剤中毒

塗装・洗浄作業など有機溶剤を取り扱う場合には、十分な換気と保護具が予防に有効です
有機溶剤中毒の特徴は急性中毒いがいには、ケガのようにすぐに障害が現われず長い間体内に蓄積され、人間の中枢神経を侵して行くものです。従ってこの予防には難聴などと同様に会社の強い姿勢が求められます。

- 1) 作業場では十分に換気を行う。
- 2) 送気マスク、防毒マスクは正しく確実に着用する。とくに顔面への密着は個人差があるので入念に行う。
- 3) フィルターの交換はメーカーの仕様に従って適切に行う。
- 4) 特殊健康診断は年2回、使用する溶剤単位で行う。

■ 安全衛生教育は「言ってある」「教えてある」「保護具を渡してある」「やることになっている」だけでは駄目です。

常ひごろから粘り強く繰り返し、繰り返し指導する以外にありません。

安全衛生教育はこれからが始まりです。